

森林を所有されているみなさまへ

その木を伐^きるの、ちょっとまった!

森林資源の循環利用に ご協力ください



©2010 熊本県くまモン

森林を伐採する時には、森林法に基づく「市町村への伐採及び伐採後の造林の届出書の提出」をお願いします。

森林には、水源のかん養、山地災害の防止、地球温暖化の防止、木材の供給等の様々な機能があります。これらの機能の発揮のためにも、「伐って、使って、植えて、育てる」という森林資源の循環利用が重要です。

このことから、伐採後には、「速やかな再造林による森林の再生」にご協力をお願いします。

伐採の手続きや再造林に係るご相談は、市町村林業担当窓口、または最寄りの各広域本部・地域振興局林務課（県庁森林整備課）へお問い合わせいただくか、熊本県のホームページをご覧ください。

詳しくはウラ面へ

ご存知ですか？

森林法に基づく伐採の手続き

1 伐採する森林が届出が必要な区域かを確認してください

(森林法等10条の8及び9)

- ※1 伐採する森林が届出が必要な区域(地域森林計画に定められた区域)かは、市町村林業担当窓口、または最寄りの各広域本部・地域振興局林務課(県庁森林整備課)へお問い合わせください。
- ※2 保安林及び保安施設地区内の森林の場合及び森林経営計画に基づき伐採する場合については、本手続きによらず別の手続きが必要となります。

2 市町村へ「伐採及び伐採後の造林の届出書」を提出してください

(森林法第10条の8第1項及び森林法施行規則第9条)

いつまでに？

伐採を始める90日前から
30日前までの間

誰が？

森林所有者や森林所有者から森林の経営の委託を受けた方
※伐採業者などが森林所有者から立木を買って伐採する場合は、
立木を買った方と森林所有者の連名での届出が必要です。

※提出書類の詳細については、伐採する森林の所在する市町村にお尋ねください。
なお、間伐の場合は、造林に関する事項の記入は不要です。

届出書を提出する際の CHECK POINT

- 伐採する森林は、届出者が所有権等を有する区域か。また、その境界に間違いがないか。
- 人工造林(※1)を計画している場合、伐採した翌年から2年以内に植栽することができるか。
- 天然更新(※2)を計画している場合、伐採した翌年から5年以内に森林に戻る見込みがあるか。
(5年を超えた後に森林に戻っていない場合、森林所有者が植栽する必要があります。)
- 伐採した後に森林を転用する場合、計画している面積が1ha以下か。
(1haを超える場合は県への許可が必要です。)※太陽光発電施設の設置については、0.5haを超える場合。

(※1)人工造林とは、植林などにより森林を造成することです。
(※2)天然更新とは、林地に埋まっている種子やぼう芽による更新など天然力に委ね森林を再生(更新)することです。



3 伐採した後は、市町村へ「伐採に係る森林の状況報告書」を提出してください

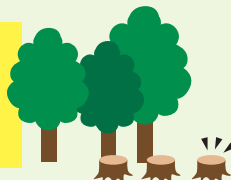
(森林法第10条の8第2項及び森林法施行規則第14条の2)

いつまでに？

伐採完了後から30日以内に
市町村へ報告

誰が？

森林所有者や森林所有者から森林の経営の委託を受けた方
※伐採業者などが森林所有者から立木を買って伐採した場合は、立木を買った方



4 伐採後に造林した後は、市町村へ「伐採後の造林に係る森林の状況報告書」を提出してください

(森林法第10条の8第2項及び森林法施行規則第14条の2)

いつまでに？

造林完了後から30日以内に
市町村へ報告

誰が？

森林所有者や森林所有者から
森林の経営の委託を受けた方



※伐採後に森林を転用する
場合は除きます。



県・市町村職員も
巡視しています

※届出をおこなわずに伐採した場合には、森林法の規定により罰金が科されることがあります。
※本手順は、制度改正により令和4年4月1日から施行される制度を基にしています。

無断伐採にご注意ください

所有している山林が知らないうちに伐採される事案(無断伐採)が発生しています。無断伐採の未然防止のために、適宜、所有している山林をご確認ください。

もしも!自分の森林が知らないうちに伐採されている、伐採されていた時は、管内の市町村林業担当窓口、または最寄りの各広域本部・地域振興局(県庁森林整備課)までご相談ください。

無断伐採を防ぐCHECK POINT

所有している森林の
所在地や境界を
確認しましょう



日頃から
自分の森林の
見回りをしましょう



森林の伐採や
譲渡をする前に、
境界の確認をしましょう

